「朝シャキーン」プロジェクトロゴマーク使用要領

第１（趣旨）

この要領は、「朝シャキーン」プロジェクトを県内外に広め、多くの団体や企業等と連携して県民に広く普及することを目的に、民間企業等がロゴマーク等を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

第２（使用届）

ロゴマークを使用しようとするものは、あらかじめ「朝シャキーン」プロジェクトロゴマーク使用届出書に必要な書類を添付して、大分県知事（以下「知事」という。）に提出する。使用期間については、１年間を最大とし年度ごとに提出すること。

ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

（１） 大分県部等設置条例（昭和２７年大分県条例第７１号）により設置された部、会計

管理局、警察本部、教育庁、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、

議会事務局及び大分県企業局並びに大分県病院局が使用するとき。

（２）「おおいた食育人材バンク」登録者が商用を目的とせず使用するとき。

（３）その他知事が適当と認めるとき。

第３（届出の受理）

前条の規定による届出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、届出を受理するものとする。

（１）大分県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。

（２）ロゴマークを正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれがあ

るとき。

（３）法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

（４）特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与え

るおそれがあるとき。

（５）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第

２条に定める営業を行う者が使用するとき。

（６）その他知事が不適当と認めたとき。

第４（使用料）

使用料は無料とする。

第５（使用の際の遵守事項）

ロゴマークの使用にあたっては、ロゴマーク使用マニュアルの適用を遵守すること。

第６（使用の禁止）

ロゴマークの使用方法等について、知事が不適当と認める場合は、その使用を禁止する

ものとする。

附則

（施行期日）

１ この要領は、令和４年３月　日から施行する。